

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【規模や位置が特定できない噴火が発生し、居住地域に重大な被害を及ぼすことが予想される】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル 4 の噴火前の状況で、噴火が発生した場合</li> </ul>	火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火でおさまった場合
	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が発生、あるいは切迫している場合</li> </ul>	融雪型火山泥流または御釜由来の泥流の発生が止まり、発生源（積雪や御釜の湖水）が減るなど、居住地域への影響の可能性が低くなった、またはなくなった場合
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>&lt;噴火前&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山活動の状況から、噴火した場合に御釜由来の泥流が発生すると予想される場合</li> <li>・レベル 3 の状態で、火山防災協議会等での検討により、積雪の状況から噴火した場合に融雪型火山泥流が発生すると予想される場合</li> </ul> <p>&lt;噴火後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火開始後の火山活動の活発化により、融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が予想された場合</li> </ul>	活動の変化により融雪型火山泥流または御釜由来の泥流が予想されなくなった場合
	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性】</p> <p>&lt;噴火前&gt;</p> <p>地震活動の基準を満たし、かつ地殻変動あるいは火口付近の熱活動の基準を満たした場合</p> <p>地震活動の基準：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山性地震の急増、規模の増大（レベル 2 の基準よりも振幅が大きい（現地有感地震を含む）あるいは回数が多い）</li> </ul> <p>地殻変動の基準：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GNSS や傾斜計で山体の膨張を示す明瞭な地殻変動が観測された場合</li> </ul> <p>火口付近の熱活動の基準：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御釜の温度上昇や湖面上昇、変色域の拡大の促進</li> <li>・火映現象が観測されるなど熱活動の更なる活発化がみられた場合</li> </ul> <p>&lt;噴火後&gt;</p> <p>以下の規模の噴火の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火規模や位置が噴火直後に判明し、明らかに融雪型火山泥流または御釜由来の泥流などが予想されない場合</li> <li>大きな噴石及び火砕流・火砕サージの到達範囲が火口から概ね 1.2km を超える場合</li> </ul>	判定基準のいずれの項目も基準以下となり、再び基準以上になる可能性が低くなった場合とする
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する可能性】</p> <p>&lt;噴火前&gt;</p> <p>地震活動の基準を満たし、かつ地殻変動の基準あるいは噴煙活動、火口付近の熱活動の基準を満たしている場合</p> <p>地震活動の基準：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山性地震の増加（地震回数が 50 回以上 / 24 時間あるいは 30 回程度 / 24 時間が数日連続）</li> </ul> <p>ただし、低周波地震を含む場合は基準未満でも検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火山性微動が多発あるいは連続的に発生</li> </ul> <p>地殻変動の基準：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GNSS や傾斜計で山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測された場合</li> </ul> <p>噴煙活動の基準： 噴煙・火山ガスの増加</p> <p>火口付近の熱活動の基準： 熱活動の活発化、次の項目のいずれかを満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・御釜の状態変化（変色、湯気、温度変化（温度上昇）浮遊物等）</li> </ul>	原則、判定基準のいずれの項目も基準以下となり、再び基準以上になる可能性が低くなった場合とする
	<p>ただし、地震回数については、定常レベル（日平均 1 回程度）に戻った段階とする</p> <p>なお、レベル 1 に下げた後に活発化傾向に転じたことがわかった場合は、レベル 2 に上げる基準に達していなくてもレベル 2 に戻す</p>	

- 
- ・新たな地熱地帯の発生、地熱地帯の拡大、噴気温度あるいは地温の上昇、温泉湧出

<噴火後>

- ・小規模の噴火が確認された場合（事後の確認を含む）  
噴火による影響が火口から概ね 1.2 km を超えない場合

- 
- ・「融雪型火山泥流の可能性」は積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。
  - ・「御釜由来の泥流の可能性」は噴火の規模に関わらず、御釜の湖面の盛り上がりや噴火による側壁の崩壊による湖水の流出が予想される場合をいう。
  - ・火口とは、御釜を含む馬の背カルデラ内をいう。
  - ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
  - ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
  - ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って引き上げるとは限らない（引き下げるときも同様）。
  - ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。